



令和5年6月30日

報道関係者 各位

市川市 道路交通部長 岩井 忠良

市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について

令和5年4月1日より道路交通法が改正され、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車乗車用ヘルメットの着用促進により、交通事故の防止及び被害軽減を図るため、自転車に乗車する市民に対し、市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金を交付するものです。

記

1. 期間

令和5年7月1日～令和6年3月31日

2. 申請

第2庁舎2階交通計画課専用窓口またはオンライン申請

3. 対象者

自転車乗車用ヘルメット購入日及び申請日に市川市に居住しており、
令和5年4月1日～令和6年3月31日に購入した方

4. 補助金額

自転車乗車用ヘルメット1個につき2,000円

以上

(問い合わせ) 道路交通部 交通計画課長 大川 満司 TEL 047-712-6341